

第42条 次の場合には本人の請求により特別休暇を與える。

会社にん帳中の女子が請求した場合は、他の事務に就く。

生理休暇 女子が生理休暇を請求したときは、一月につき二日間の有給休暇を與える。

第43条 生理休暇の請求が著しく困難な女子、または労働基準法に規定する生理に有害な業務に從事する女子が休業を請求したときは、前項の生理休暇の外必要な期間就業させない。

がある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775

一、父母・配偶者ならびに子の養に服するとき	五日間
二、祖父母および兄弟姉妹の養に服するとき	二日間
三、配偶者・父母および配偶者の兄弟姉妹の養に服するとき	一日間
四、本人が結婚するとき	五日間
五、妻が出産するとき	一日間
六、水火災その他の非常災厄に遭ったとき	一日間
七、会社が承認した日数	五日間

前項第一号乃至第五号の場合においては、所定の日数に併せてための所要日数を算定することができる。

(公休) 第43条 次の場合には本人の請求により公休を與える。

一、転勤を命ぜられたとき	新任地において合計五日間
二、二十日以上出張して歸つたとき	その翌日(但し二十日を超えるときは十五日毎に一日を増す)
三、懇親会に参事したとき	その翌日(但し労働が翌日晩に及んだときは當日夜)
四、勤不勤の確認のため出勤を禁止したとき	その期間中
五、業務上の負傷または病気のため出頭ができないとき	会社で認めた期間
六、会社の命令によつて出頭ができないとき	往復所要日数を含む必要日数

前項第一号乃至第五号の場合においては、所定の日数に併せてための時間と同様に公休を與える。

(公休の種類) 第43条 本給・手当

第一、基本給

第二、精勤手當

第三、出勤手當

第四、家族手當

第五、臨時手當

第六、その他の手當

第七、臨時の給與

第八、その他の給與

(給與の支拂い) 第43条 給與は左の通りとする。

第五十三条 混職手當について別に定める。

(解雇の場合における旅費の支給) 第54条 次の場合は旅費として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十四条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十五条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十六条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十七条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十八条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第五十九条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十一条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十二条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十三条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十四条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十五条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十六条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

第六十七条 次の場合は被災として常設事業場より賃地までの交通費・食事料および宿泊料の實費を支給する。但し第一号乃至第三号の場合は解雇の日から十四日以内に解雇する者に限る。

(会社の責務) 第43条 会社は福利厚生施設の充備新設に努力する。

第六十八条 会社は福利厚生施設の充備新設に努力する。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第六十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十七条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十八条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第七十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十七条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十八条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第八十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十七条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十八条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第九十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十七条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十八条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十七条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十八条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百二十九条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十一条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十二条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十三条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十四条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十五条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

第一百三十六条 給與は賃貸で直接組合員にその全額を支拂う。但し次の場合は給與の一部を控除することがある。

めたときは本協約を改訂することができる。

第六十五條 管理上重大な過失によつて業務上賠償したば
くにかかり、且つ會社がその権利をついて行政官
の認定を受けた場合は、第六十條の休業
賃は第六十一條の賃賄を行わないことが
できる。

(分離賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金に分離基準別表第二に定める日数を乗じて得た
金額を、六年にわたり毎年支拂することがある。
(分離去災賃賄) 第五十九條乃至前條の場合において、補
償金に分離基準別表第二に定める日数を乗じて得た
賃を受けるべき者が同一の事由について分離去災賃
賄を受けるべき者と同一の事由によって分離賃付を受ける
場合を、六年にわたり毎年支拂することがある。

(分離去災賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金に分離基準別表第二に定める日数を乗じて得た
金額を、六年にわたり毎年支拂することがある。

(分離去災賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金に分離基準別表第二に定める日数を乗じて得た
金額を、六年にわたり毎年支拂することがある。

(分離去災賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金額を、六年にわたり毎年支拂することがある。

(分離去災賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金額を、六年にわたり毎年支拂することがある。

(分離去災賃賄) 第六十條の賃賄または第六十二條
の賃賄は、支拂能力のあることを認明し且つこ
れを受ける者の同意を得て、その賃賄に替え平均賃
金額を、六年にわたり毎年支拂ることがある。

第五章 組合活動

(組合活動の自由)

第七十二條 會社は組合員の組合活動の自由を認め
る。従つて組合員が正規な組合活動をしたために、
不利等を蒙ることはない。但し法令または本協約
に反する組合活動は、これを正當なものと認めな
い。

(組合活動の時間)

第七十三條 會社は組合員の組合活動の自由を認め
る。

組合員の組合活動は左の場合に限り、就業時間中に
行うことを認める。但し第一項および第三項の場合
には、公休として取扱うが給與は一切支給しない。

一、組合規約に定めた中央大會・中央委員會・中央
執行委員會・中央専門部打合會・支部執行委員
會。

二、經營協議會・運營協議會・第二十六條の専門委
員會、または團體交渉に當め定められた者が出席
する場合。

三、その他重要な組合活動であつて、且つ作業に重
大な支障を來さないもので所屬事業場長の承認を
得た場合。

前項の場合に組合員が出席するときは、その都度事
前に所屬事業場長に届出でその了解を得る。

(會社の資材・什器および萬能設の利用)

第七十四條 會社は組合と協議の上適當と認める限度
において、會社の資材・什器またはその他の諸施設
の利用につき便宜を與える。

(販促・告知および掲示)

第七十五條 會社および組合が行う報道および告知
は、すべて信頼誠實の原則に従つてなさなければな
らない。

(組合業務專從者)

第七十六條 會社は從業員中組合業務專從者として十
二名（内男七名以内）の確固においてこれを認め、
組合は務めその氏名を所屬事業場長に通告し、そ
の同意を得なければならぬ。

(組合業務專從者)

第七十七條 會社は從業員中組合業務專從者として十
二名（内男七名以内）の確固においてこれを認め、
組合員は専從者として就任する場合には、會社の
同意を必要とする。但しこれにより重大な支障のな
い限り會社は承諾を與える。

第七十八條 初一二條の就任期間中は（組合）休職とし
給與は一切支給しない。

第七十九條 社員就業規則は、組合業務專從者の性質
上適用の不適當なものを除き、すべて適用されるも
のとする。

第八十條 組合業務專從者が組合の業務または組合
に關連ある外部の業務を執らないで、私傷病のため、
引退までの期間を超過したとき、または自己の都合
で引退を一年間を超過したときは、退職するものと
する。

第八十一条 この協約は昭和二十四年十二月一日から
一ヵ年間有効とす。

第八十二条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

二、勤続五年以上の者が二年
三、ヶ 七年以上 六月
四、ヶ 十年以上 三年

（會社側の調査申請の提出）
富士フィルム労働組合
取締役社長 夏目 不二
一、中央執行委員長 中澤 一
二、中央専門部打合會
三、支部執行委員會
四、事業場長に申出する。
會社は重大な支障のないときは資料を提出する。

第六章 平和條項

富士フィルム労働組合
取締役社長 夏目 不二
一、中央執行委員長 中澤 一
二、中央専門部打合會
三、支部執行委員會
四、事業場長に申出する。
會社は重大な支障のないときは資料を提出する。

（紛争の自主的解決）
第八十二條 會社と組合または組合員との間に紛争が
起きたときは起るおそれのあるときは、速かに
經營協議會に提出し自主的解決を圖るものとする。

（あつ旋または開停の依頼）
第八十三條 前條により解決しないときは、當事者の
双方または一方より停機委員會にあつ旋または開停
を依頼する。

（停機行駕の制限）
第八十四條 あつ旋若しくは開停が調停なかつた場合
またはあつ旋若しくは開停の申請が労働委員會に受
理されたから三十日を超過しても、なおあつ旋若しく
は開停を以て職場に到達するよう文書を以て陳告も
夫々作業所閉鎖・同堅罷業その他一切の停機行駕を行
わない。

（停機行駕の豫告）
第八十五條 會社またに組合が止むを得ず停機行駕を
行うときは、すぐなくとも停機行駕開始の二十四時
間前までに相手方に到達するよう文書を以て豫告す
る。

（停機中の會社要員）
第八十六条 會社またに組合が止むを得ず停機行駕を
行うときは、すぐなくとも停機行駕開始の二十四時
間前までに相手方に到達するよう文書を以て豫告す
る。

（組合に貸與した施設の使用）
第八十七条 會社は爭議中であつても、組合に貸與し
た組合事務所および同事務所の設備・什器等を組合
が使用する自由を犯さない。

（組合に争議中）
第八十八条 會社は争議中であつても、組合に争議中組合
員に耳聴者として就任する場合には、會社の
同意を必要とする。但しこれにより重大な支障のな
い限り會社は承諾を與える。

第七十九條 初一二條の就任期間中は（組合）休職とし
給與は一切支給しない。

第七十九條 社員就業規則は、組合業務專從者の性質
上適用の不適當なものを除き、すべて適用されるも
のとする。

第八十条 この協約は昭和二十四年十二月一日から
一ヵ年間有効とす。

第八十一条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

（有効期間）
第八十二条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

（有効期間）
第八十三条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

（有効期間）
第八十四条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

（有効期間）
第八十五条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

（有効期間）
第八十六条 有効期間満了の四十日前までに當事者のいづれ
からも改訂の意思表示のない限り、本協約は更に一
年を限り無効とする。

前二項の期間中でも双方の同意によりその必要を認
める。

事務員は組合に勤務する場合は、組合員に組合の上

中央執行委員長・副中央執行委員長または監査委員に

対して行う。

三、第八十六條關係

一、会議中ににおける各事業場の必要人員は左の通りとする。組合役員は除外する。

二、会議中ににおける各事業場の必要人員は左の通りとする。組合役員は除外する。

事業場	部(課)	人	員	備考
本社關係	附属商店	全員		
足柄工場	電気保安室	常時定員員三名	1/3	電気ボイラーを含む
小田原工場	電気保安室	常時定員員三名	1/3	電気ボイラーを含む
今川工場	電気保安室	常時定員員三名	1/3	電気ボイラーを含む
東京支社	保安係	全員		
足柄工場	販賣室	全員		
小田原工場	販賣室	全員		
今川工場	販賣室	全員		

二、組合大會を開催すべき場所として、甲種の場合に組合に貸與する施設は左の通りとする。

事業場名	貸與施設	備考
足柄工場	第一販賣室	
小田原・今川工場	販賣室	
今川工場	販賣室	

文書を以て事前に通告する。

二、團體交渉の日時は、認め會社・組合協議の上定める。但し止むを得ない事情の限り、双方または一方より申出のあつた日から、一週間以内に交渉が開始できるようにする。

三、團體交渉の場所は原則として足柄工場會議室とする。但し如何なる場合でも、會社の會議室以外の場所を使用しない。

四、團體交渉に當る双方の交渉委員は、會社・組合とも夫々十名以内とする。

五、會社側の交渉委員は役員および從業員中より選出し、組合側の交渉委員は從業員たる組合員中より選出される。但しこの中には社長および中央執行委員長を含むものとする。

六、交渉委員名簿は、すくなくとも交渉の三日前までに交換するものとする。

七、團體交渉に當る者は、選出せられた本人に限る

8、調事進行の手続きは、認め會社・組合協議の上定める。

9、交渉委員・兼め定められた双方三名以内の書記および双方の合意により入場を許可された者以外は交渉場に入らない。

10、交渉委員以外の者は、双方の合意により許可されたときの外發言できない。

11、交渉委員・兼め定められた双方三名以内の書記および双方の合意により入場を許可された者以外は交渉場に入らない。

12、交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

13、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

14、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

15、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

16、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

17、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

18、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

19、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

20、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

21、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

22、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

23、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

24、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

25、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

26、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

27、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

28、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

29、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

30、交渉委員したときは妥結した事項を成文化し、双方の交渉委員または各々の代表者がこれに署名する義務を負うものとし、署名した場合本協約と同一の効力があるものとする。

三使用場所
二時間以内のとき一回
二時間以上二百円
につき三百円

四、組合費徴収
毎月徴収額の一〇〇〇分の一
につき二百円

五、組合費徴収
毎月徴収額の一〇〇〇分の一
につき三百円